

「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」中一部変更

○ 附則2. および3. を次のとおり改める（全面改正）。

2. 役員退職手当の調整

平成25年3月1日以降に退職する役員の退職手当は、当分の間、この基準の6. の規定により計算した金額に百分の87を乗じた金額とする。

3. 役員退職手当の調整に係る経過措置

附則2. 中「百分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「百分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「百分の92」とする。